

The Northern eXpress to 212

NeXT-212
press

79

オンラインプレス「NEXT212」毎週月曜日発行
PM実践講座事務局 / 地域メディア研究所
Fax (011)761-8483 Tel (011)761-6039

vol.79 13.May,2002

特集	電子自治体と住民参加
最前線リポート	有害情報書き込み禁止条例
212ふるさと情報	北の「花めぐり情報」満載
自治体北南	村長が合併問題に「ハイ答えます」
DATA	世界で1番子供の少ない国

「後から効く」のが特級酒

...「村を町と改称し、以て人心を振興し本村将来の使命及之に処する覚悟を徹底せしめ、永遠の発達を要望すること切なり」。大正12年、北海道庁長官に対し2級町村制下の静内村長が宛てた、1級町村昇格の嘆願書の一節である。完全に独立した自治体への住民の願いが込められている。

...2級町村下での役場吏員は、長官が任命した村長以下数名。歳出の大半が、役場費と村医費で占められていたことから、村の役割がごく限定されていたことが想像できるだろう。そんな町村の行政機能をごく一部に限定した「2級町村制復活論」が、最近の合併論議の中で時折顔をのぞかせることがある。

...合併支援策が並ぶ一方で、合併の流れに乗り遅れたり、「NO」と言ったり、したくてもできない市町村にとって、確かに、生き残りの道は険しい。「合併が無理なら、防災と衛生の一部を20人ほどの職員でやってはどうか」。そんなことを国が言い出しかねない雰囲気も感じられる。

...合併論議の落とし穴に気付いた福島、岩手両県は「合併しないマチ」に対する支援策の検討に乗り出した。コミュニティを埋没させるのではなく、生かしながら機能を分担・連携する工夫もあるはずだ。国が言い出す前に、地方からの逆提案があってもいい。2級候補を多く抱える道庁に、何か知恵はないのか。(梶)

行政の効率化・利便性に重点

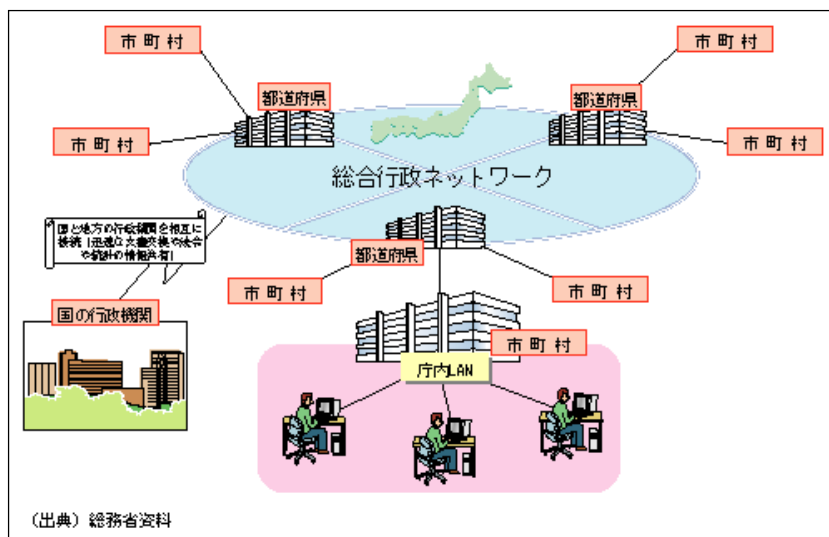
「電子政府・電子自治体構想」が、総務省を中心に急ピッチで進められています。2000年1月の「e-JAPAN戦略」に基づき、「5年以内に世界最先端のIT大国」となることを目指す国の重点政策だからです。

住民台帳から電子窓口サービスへ

電子政府・自治体構想は、これまで書類や対面方式で行ってきた行政内部や行政と国民・事業者との間の業務や手続をオンライン化し、ネットワークを通じて国・地方が一体的に情報を共有・活用する新たな行政システムの構築を目指しています。これにより、行政を効率化し、国民の利便性を高めつつ、産業・経済のIT化も牽引しようというのが、大きな狙いです。

2001年10月に総務省が公表した推進プログラムでは、地方公共団体の電子化は 国・地方を結ぶネットワークの基盤整備 インターネット上での本人確認のしくみづくり 電子窓口サービスの推進～という3つのステップを設定しています。第1段階では住民基本台帳ネットワークの稼動(2002年8月)を目標としていますが、全国の自治体と中央省庁を専用回線で結ぶ「総合行政ネットワーク(LGWAN)」= 図参照 = に接続された自治体は26市町村(4月1日現在)で、かなり遅れ気味となっています。

第3段階では、これまで窓口まで行かなければならなかった各種の申請手続きがパソコン上で居ながらにしてできる「電子申請システム」を



整備し、地方税の電子申告、電子調達、さらには地方選挙における電子投票のモデル実験にまで踏み込む計画です。

立ち遅れているIT専門職の人材育成

電子自治体構想の推進は、市町村合併とも関連しています。特に、「合併すると、役所が遠くなり、行政サービスが低下する」といった合併消極論に対し、電子自治体による地理的な制約の解消が強調されています。

しかし、LGWANの整備の遅れや、3年間で1万人を目指している自治体の専門職員の配置、インターネット利用環境の地域間格差、高齢者や障害者らのデジタル・デバイド(情報格差)の問題など、課題は多く残されています。中でも、ネットワークの運営にとって重要なセキュリティや、個人情報保護などメディア・リテラシー(情報の適正処理)に対応した職員・人材養成の立ち遅れが、ハード面の整備以上に今後の大きな課題となりそうです。

住民参加の道具としての視点を

電子自治体の取り組みが比較的先行している神奈川県横須賀市の場合、市役所内の「情報の共有化」をキーワードに、まず公文書のデジタル化と管理システムの整備が進められました。文書の作成から保存にとどまらず、全文検索など高度な機能を持ち、起案・決済などの日常的な業務の効率化が図られています。

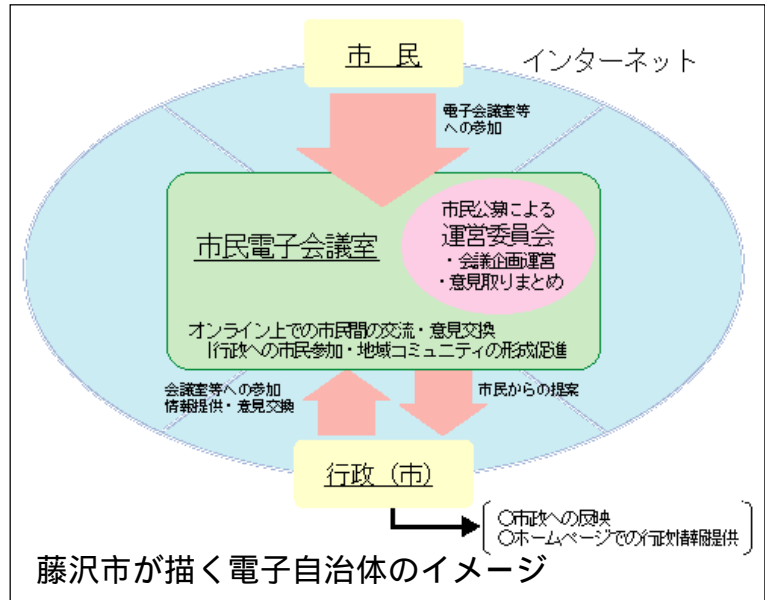
新しいコミュニティづくり目指して

この結果、年間約1億円の人件費削減と約140万枚の紙の節減効果を上げています。また、意思決定の迅速化など行政の質の改善についても、一定の成果が期待されています。

電子自治体構想では、こうした行政内部の業務の効率化から、さらに進んで、行政サービスの高度化をも視野に入れています。「電子政府に関する国民の意識調査」でも、「各種申請・届出」「相談・問い合わせ」「行政情報データサービス提供」などのサービスに高い期待が寄せられました。

しかし、電子自治体構想が、行政の効率化・住民サービスの利便性向上を大きな柱とする一方で、「情報の共有化」に象徴されるネットワークの基本的な特性・機能を、新しいコミュニティの形成につなげていこうとする視点がやや乏しいようにも見えます。言葉を変えると、官から民への上意下達を効率化するのではなく、官と民が相互に情報を受発信する「双方向性」を生かした、ネットワークの活用をもっと前面に出すべきではないでしょうか。

ネットワークの「双方向性」を生かす



この点について、総務省の推進プログラムでは、インターネットを利用した新しい市民参加システムの構築に取り組む神奈川県藤沢市の例を紹介しています。市民から公募した委員による市民電子会議室の設置や、市民同士あるいは市民と行政との自由な意見交換を支えるネットワーク上のフォーラムなどは、本来の住民自治の実現につなげる積極的な試みであり、電子自治体の一つのモデルを提示していると言えます。

単に便利で効率的なシステムにとどまらず、行政による説明責任を果たし、住民意思を反映させるための道具としてITを活用することが、実は重要なのではないかと。現在多くの自治体が運営しているホームページを見ても、一方通行型の情報が目立ち、住民が本当に知りたい情報とのギャップが見受けられるだけに、残念な気がします。

また、住民参加型のまちづくりにITを活用することは、国の電子自治体構想の推進を待たずとも自治体・住民の意識次第で可能なことでもあるのですが…。

最前線レポート 岡山市・有害情報書き込み禁止条例

開かれた「フォーラム」目指して

岡山市のホームページ上で管理・運営する掲示板に「有害情報」を書き込むことを禁止する「電子掲示板に係る有害情報の記録行為禁止に関する条例」が、5月から施行されました。条例は書き込み禁止の「有害情報」を次のように定義し、罰則規定も設けました。

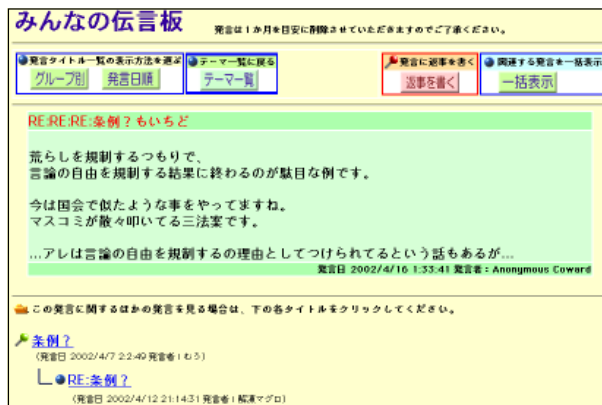
個人のプライバシーを侵害する 他者の誹謗、中傷 他者に財産的不利益、精神的苦痛を与える 不当な差別を助長する 性的好奇心をそそる 非行・犯罪をあおる

これら「有害情報等」の書き込みがあった場合、市長はその全部または一部を削除できるとしています。ただし、その日時と理由の明示を義務付け、削除された情報を書き込んだ者には、その情報の復帰請求の道も開いています。

パブリックコメント 86%が支持

全国に先駆けた条例制定の背景には、インターネット上に開かれた掲示板に被差別地区に関する書き込みが見られたことがきっかけだそうです。市議会でも論議を呼んだことから、市はプロジェクトチームを設置して検討を重ねた結果、有害情報の書き込みに対する全面的な禁止は難しいが、市が管理運営するホームページについては、「インターネットの正しい利用の促進と人権意識の高揚に寄与することができる」として、条例案を策定しました。

パブリックコメントには387件の意見が寄せられました。このうち334件が条例制定に賛成する意見で、「自治体としての責任を明確にして対応する姿勢を評価する。全国の自治体のモデルとなる」といった内容が目につきました。一方で、「条例に頼らなくとも、掲示板の運用で対応可能だ。言論・表現活動の規制行為については、慎重に対処すべき」「インターネットの可能



性を否定し、自由な討論の場を損なう」「市政批判、市長に対する建設的な批判までもが封殺されかねない」などの反対論もありました。

8つの掲示板を幅広く活用

インターネットの発展によって、自治体は住民と直接的に情報を受発信する手段を手に入れました。特に、市町村の運営するホームページ上の掲示板の「広聴機能」は、住民参加の機会を広げるものとして活用されるようになってきています。しかし、一部の「非建設的」な発言・書き込みが、結果的に「情報の窓」を狭めたり、閉ざしている現実もあるようです。条例も一つの方法ですが、その窓を少しでも広げ、活用する工夫が行政、住民双方に求められています。

岡山市の電子掲示板は、市民相互の情報交換（情報政策課）スポーツ・文化・学習活動の情報交換（生涯学習課）まちづくりフォーラム（事業政策課）や男女共同参画をテーマにしたり、公民館活動など8つの窓口が開かれています。他の自治体に比べて、広く公開され、書き込みも多く、そこで交わされる住民の声が積極的に行政に反映しようとする行政の姿勢が、条例制定の大きな背景にもなっているようです。

岡山市電子掲示板に係る有害情報の記録行為禁止に関する条例（抄）

（前文略）

第1条(目的) この条例は、有害情報の記録行為を禁止し、そのための必要な措置を定めることにより、本市が管理する電子掲示板における秩序の維持を図り、もって市民の人権意識の高揚に寄与することを目的とする。

第2条(定義) この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子掲示板（略）

(2) 有害情報 本市が管理する電子掲示板に記録されてはならない情報として、次のいずれかに該当する情報をいう。

ア 個人のプライバシーを侵害するおそれがあると認められる情報

イ 他人を誹謗、中傷すると認められる情報

ウ 他人に財産的不利益又は精神的苦痛を与えると認められる情報

エ 不当な差別を助長するおそれがあると認められる情報

オ 性的好奇心をそそると認められる情報

カ 非行・犯罪をあおると認められる情報

(3) 記録行為 本市が管理する電子掲示板に情報を記録することをいう。

(4) 削除 記録行為による情報を不特定又は特定の者が受信することを防止する措置をいう。

第3条(有害情報の記録行為の禁止) 何人も有害情報の記録行為を行ってはならない。

第4条(措置) 市長は、有害情報の記録行為がなされていることを知ったときには、本市が管理する電子掲示板に定める掲示期間内であっても、当該有害情報の送信を防止するため、当該有害情報の全部又は一部を削除するものとする。

2 市長は、営利を目的とする情報、政治的又は宗教的中立性を損なうと認められる情報その他の本市が管理する電子掲示板の設置趣旨に著しく反する内容の情報(有害情報を除く。)について、本市が管理する電子掲示板に定める掲示期間内であっても、その全部又は一部を削除することができる。

3 市長は、前2項の規定に基づき削除を行った場合には、電子掲示板に削除の日時及びその理由を明示しなければならない。

第5条(公表) 市長は、毎年少なくとも1回、削除の実施状況を公表するものとする。

第6条(削除情報の復帰) 市長が第4条に基づき削除を行った場合、当該削除の対象となった情報の記録行為を行った者は、その情報が有害情報及び第4条第2項に定める情報のいずれにも該当しないことを理由としてのみ、当該削除が行われた日から起算して7日以内に、市長に対し、当該削除の対象となった情報の復帰の申出を行うことができる。

2 市長は、前項の規定に基づく申出があった場合には、有害情報審査会(以下「審査会」という。)への諮問を経て、当該申出について判断するものとする。

第7条(審査会)(略)

第8条(報告の聴取) 市長は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、質問し、又は報告を求めることができる。

(1) 有害情報の記録行為を行ったと認められる者

(2) 前号に掲げる者のほか、有害情報の記録行為に関与したと認められる者

2 前項の規定に基づき、質問を受け、又は報告を求められた者は、正当な理由がない限り、当該質問又は報告に対する回答を拒否してはならない。

第9条(過料) 第3条の規定に反し有害情報の記録行為を行った者は、5万円以下の過料に処する。

第10条(委任) この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この条例は、平成14年5月1日から施行する。

拾い読みHP

212ふるさと情報

5/2 喜茂別町 合併シリーズ12回目
「広報きもべつ」5月号のダイジェスト版がアップされ、シリーズ市町村合併の12回目が掲載されています(右)。今回は、生涯学習講演会「市町村合併とまちづくり」の概要のほか、参加者を対象にしたアンケート結果、さらに総合計画まちづくり審議会委員による「まちづくり懇談会」の内容などを紹介しています。

5/2 遠軽町 合併シリーズ5、6回目「市町村合併を考える」シリーズに、第5回「遠軽町の合併パターンとは・・・」と、第6回「仮に遠軽地区7か町村が合併すると」がアップされています。

5/2 名寄市 サンピラーパーク 平成13年度から平成21年度までの9カ年をかけて造成する「サンピラーパーク」の施設概要説明ページがアップされています。

5/2 「北海道人」特集「北の花めぐり」北海道情報のポータルサイトと銘打って道庁が運営する「北海道人」に、特集「北の花めぐり」がアップされています。

5/2 斜里町 海開け春一番 in しれとこホームページがリニューアルしたようです。開催中の「海開け春一番 in しれとこ 2002」の

■シリーズ市町村合併

まちの枠組を考える

Part 12

生涯学習講演会
「市町村合併とまちづくり」



この講演会は、現状問題となっている市町村合併について住民の皆様に考えていただくことを目的に3月22日、農村環境改善センターで開催しました。

講演会には、中央大学法学部教授の辻山孝宣氏を講師に招き、「市町村合併とまちづくり」と題して国が市町村合併を推進することになった背景から合併協議の現状と課題などを説明。町内外から参加した165名は、熱心に関与していました。

—講演する辻山孝宣

辻山孝宣は、今後、国全体の人口が減り、大きな社会変動が訪れることを早急で市町村合併を検討しなければならぬ必要がでて来ると、長期視野でまちづくりを考えなくてはなりません。」と語られ、平成17年3月の合併特例法の施行にむけ、「ゆっくり合併協議をしていくべきでなく、今年いっぺんに協議を始める必要があります。」と助言されました。

講演後、参加者を対象に市町村合併に関するアンケートを実施しました。合併が必要である一市町村合併に関する講演会後のアンケートで、こうした考えが圧倒的に多かったことが分かりました。詳しい結果は結果は次のとおりです。

詳しい情報などが掲載されています。

5/2 網走市 レイクサイドパーク・のどろ 平成11年度から建設を開始、6月にオープン予定の「レイクサイドパーク・のどろ」情報がアップされています。能取湖畔に位置し、キャンプ場などが整備されているようです。

5/2 北海道町村会 町村会が運営する法務支援室に、法定外目的税条例に関するリンク集などがアップされています。

5/2 「行政評価を考える」札幌市職員の方の個人ホームページ「行政評価を考える」に、「行政改革プランなどのページリンク集」がアップされています。

5/2 自然情報満載 滝上町ホームページの「芝ざくら情報」コーナーに、開花宣言がアップされています。

25日ごろまでが見ごろとのこと。生田原町ホームページに、「山菜情報」がアップされています。「タラの芽が3~4分咲き」で、あと数日で採りごろを迎えるようです。北檜山町ホームページの「水仙開花状況」が更新されています。今年は満開をすでに迎えています。(アクセスは<http://www.com212.com>からどうぞ)

「市町村合併を考える」シリーズ総集編を発刊

「NEXT212」連載記事をダイジェスト版・総集編として1冊に再編集し、この度発行しました。地域の未来につながる合併論議の参考書として首長、議員、市町村職員は無論、住民を含めまちづくりに関わる方々にお勧めします。A4版60ページ。定価千円(税込・送料別)300円。お申込みは、電話(011-761-6039)またはメール(next@com212.com)で。



合併に「NO」と言えますか

NeXT212
press

NEWS

5/9 八戸市(青森県)「まちの魅力づくり市民協議会」発足

八戸市は、国土交通省の指定を受けた「多様な主体の参加と連携による活力ある地域づくりモデル事業」の実施主体となる「まちの魅力づくり市民協議会」を設立した。市と地元の大学、商工会議所など11団体の代表者で構成し、NPOや学生などの参画により中心市街地を交流拠点として再生させるためのプログラムを策定する。

5/8 広島県 PFI方式で住宅建設へ
広島県は、広島市内の県営住宅建設を、PFI方式で進めることになった。設計から造成、建設工事までを受け持つ企業を募集し、提出された工事計画書を審査した上で年度内に実施企業を選定する。完成後、県が施設を買い取り、管理・運営は共同して行うとともに、管理費の一部を負担する。コスト削減効果などを検証した上で、PFI方式による事業拡大を目指す。

5/7 福知山市(京都府) 市民窓口増やし、業務を効率化

福知山市は、これまで6カ所だった市役所1階の市民課の窓口を9カ所に増設するとともに、受付番号による呼び出し方式の採用や高齢者向けのカウンター、椅子の整備など、受け付け業務を充実させた。住民基本台帳ネットワークシステムのスタートなどに合わせて、プライバシー保護と業務の効率化を進める。

5/7 緑町(兵庫県)「合併考える」住民

グループが町長リコール

緑町広田地区の住民グループ「市町合併を考える会」は、町選挙管理委員会に、柳田登町長の解職請求書を提出した。三原郡4町による合併協議を推進する町長に対して、緑町民には洲本市との合併を望む声強いことを挙げ、「住民意向を無視した町運営だ」と主張している。今後行われる署名活動で、有権者約5千人の3分の1以上の有効署名が集まると解職投票が行われる。

5/2 名田庄村(福井県) 村長が合併問題に「ハイ答えます」

下中昭治・名田庄村長は、住民から寄せられた市町村合併に関する疑問に対する回答を特集した冊子「ハイ答えます」を発行した。合併の賛否については、村議会の議決か住民投票にゆだねるべきかなどを住民に問うアンケートを実施する考えを示す一方、2005年の特例法期限にとらわれての拙速は避けるべきだとしている。

5/1 足利市(栃木県) 合併、行革などテーマに全市議参加の研究会

足利市議会は、31人の議員全員参加による、「未来構想」「市町村合併」「行政改革」の3研究会を設置した。将来のまちづくりの在り方や市町村合併、市行政の効率化などの行政課題を、会派を超えて幅広い視点で研究するのが目的。テーマに沿って、各議員がそれぞれ関心のある研究会に参加する。

5/1 滋賀県 県と市町村結ぶ「おうみ自治体ネット」スタート

滋賀県庁と県内50市町村を光ファイバーの専用線で相互に結ぶ「おうみ自治体ネット」の運用がスタートした。電子メールの交換、電子掲示板、電子会議などの機能を備える。各庁間の事務連絡や照会・回答などに活用し、省資源化とコスト削減効果も狙う。

(詳細情報はNEXT編集室へ)

 com212.com

INFORMATION

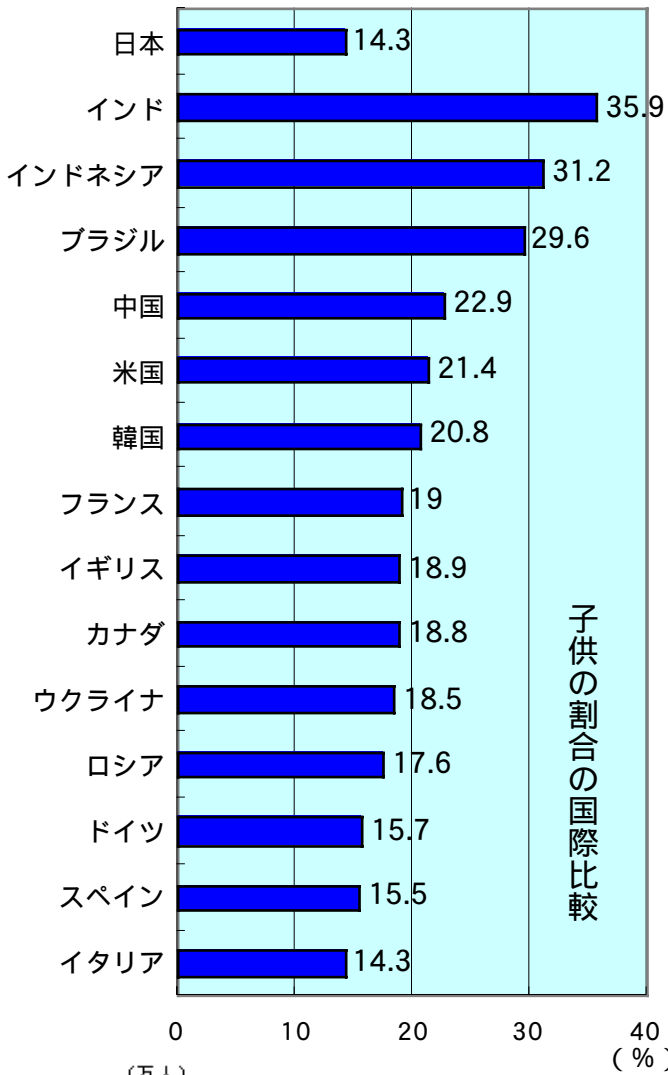
本誌の継続配信のご希望の場合は、下記へどうぞ。(配信は無料です)

事務局：電話 011(761)6039

NeXT
press 212

DATA

子供 21年連続で減少、人口比は世界最低水準



2002年4月1日現在の日本の子供の数(15歳未満)は前年より20万人少ない1817万人で、21年連続の減少となった。総人口に占めるこどもの割合は14.3%(前年比-0.2ポイント)で、28年連続減少の過去最低を記録した。

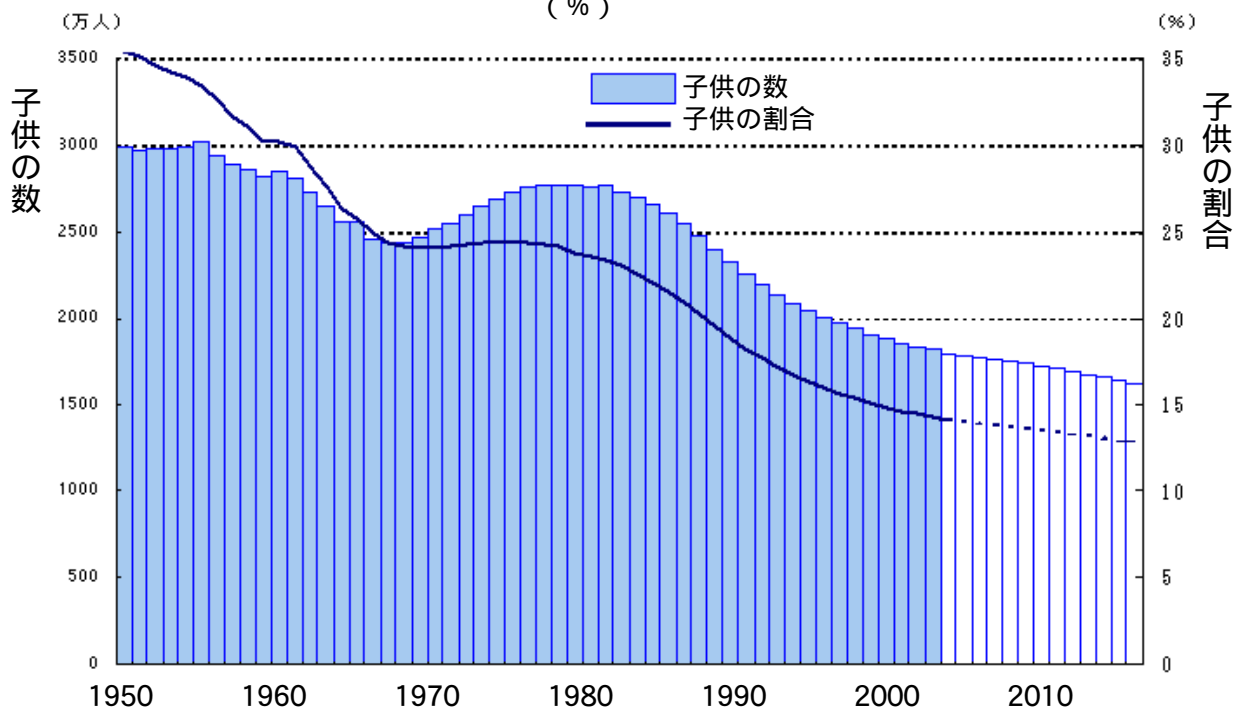
全人口に占める子供の割合は、戦後の第1次ベビーブーム以降の出生児数の減少を反映して50年代から低下し、66年には24.8%と4分の1を下回った。70年代初めの第2次ベビーブームを経て再び低下傾向が続いている。

都道府県別では、沖縄県が19.7%で最も高く、東京都が11.9%で最低。北海道(13.7%)高知(13.5%)など14都道府県が全国平均を下回っている。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、子供の割合は2005年に14%、2014年には13%を下回ると見込まれている。

子供の割合を諸外国と比較すると、インドやブラジルの半分以下で、イタリアと並び最も低い水準にある。

(総務省統計局のデータから)



子供の数と総人口に占める割合の推移